

# 第三次・担い手3法の概要について

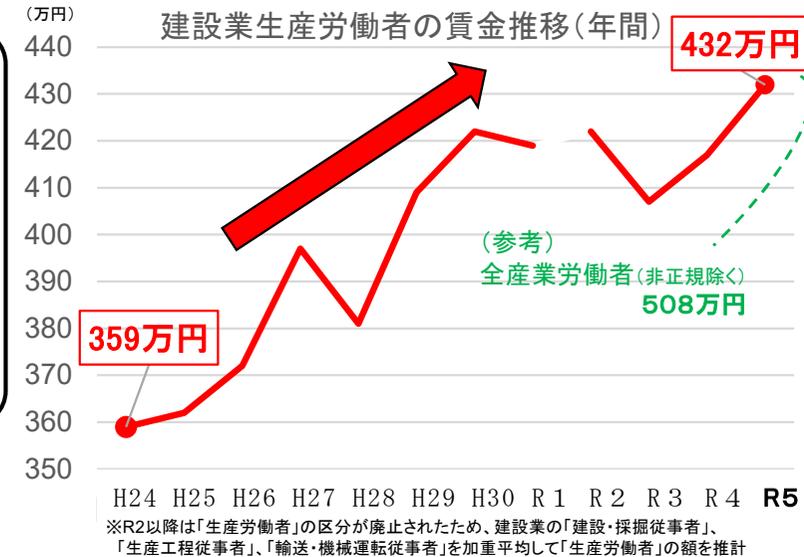
---

# 1. 賃上げ・資材価格転嫁の取組について

---

# 建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策(これまで)

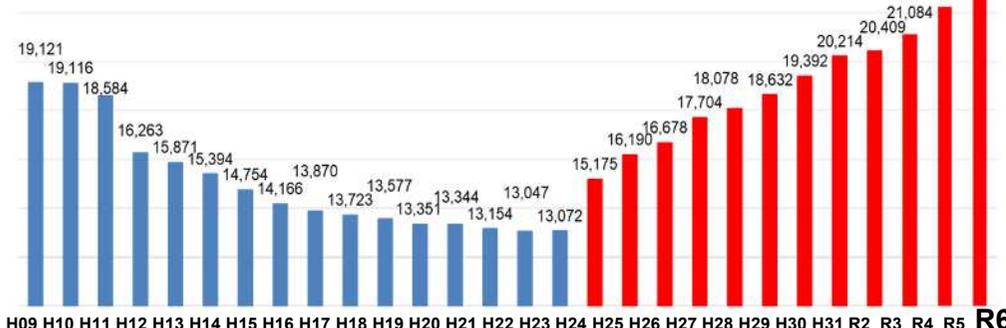
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇。
- 賃上げは政府の最重要課題。
- 今後も、**未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要。



## 最近の賃上げ施策

### 発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)

- 公共工事設計労務単価を12年連続で引上げ。 (+5.9%)



- 取引実態に即した公共契約・変更。
  - ・ 最新の単価を予定価格に反映。
  - ・ 材料費変動に伴う請負代金額の変更 (スライド条項)。
- ダンピング受注対策として、
  - ・ 低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から一般管理費等率を引上げ。
  - ・ 同内容の取組を自治体に要請。全都道府県が国並み以上。

### 労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで申合せ(R6.3)
  - ・ 技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。
- 公共工事設計労務単価を基に技能レベル別の年収を試算・発表。
  - 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 1.2万社を対象に元下間の取引を調査。(毎年度)
  - 加えて、約160社を対象に受発注者間及び元下間の取引を实地調査(令和5年度)
  - 調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう指導。



建設業団体等との賃上げ等に関する意見交換会

## 開催概要

日時：令和6年9月17日 13:30～14:30

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、  
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和7年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組 等

- 活発な民間投資に応えながら**公共工事予算の執行が順調であること**、**不調不落も減少傾向にあること**などから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 前回の意見交換会で申し合わせた**賃金引上げや働き方改革への対応**については、国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。
- その他、生産性向上や女性活躍に向けた取組について議論。

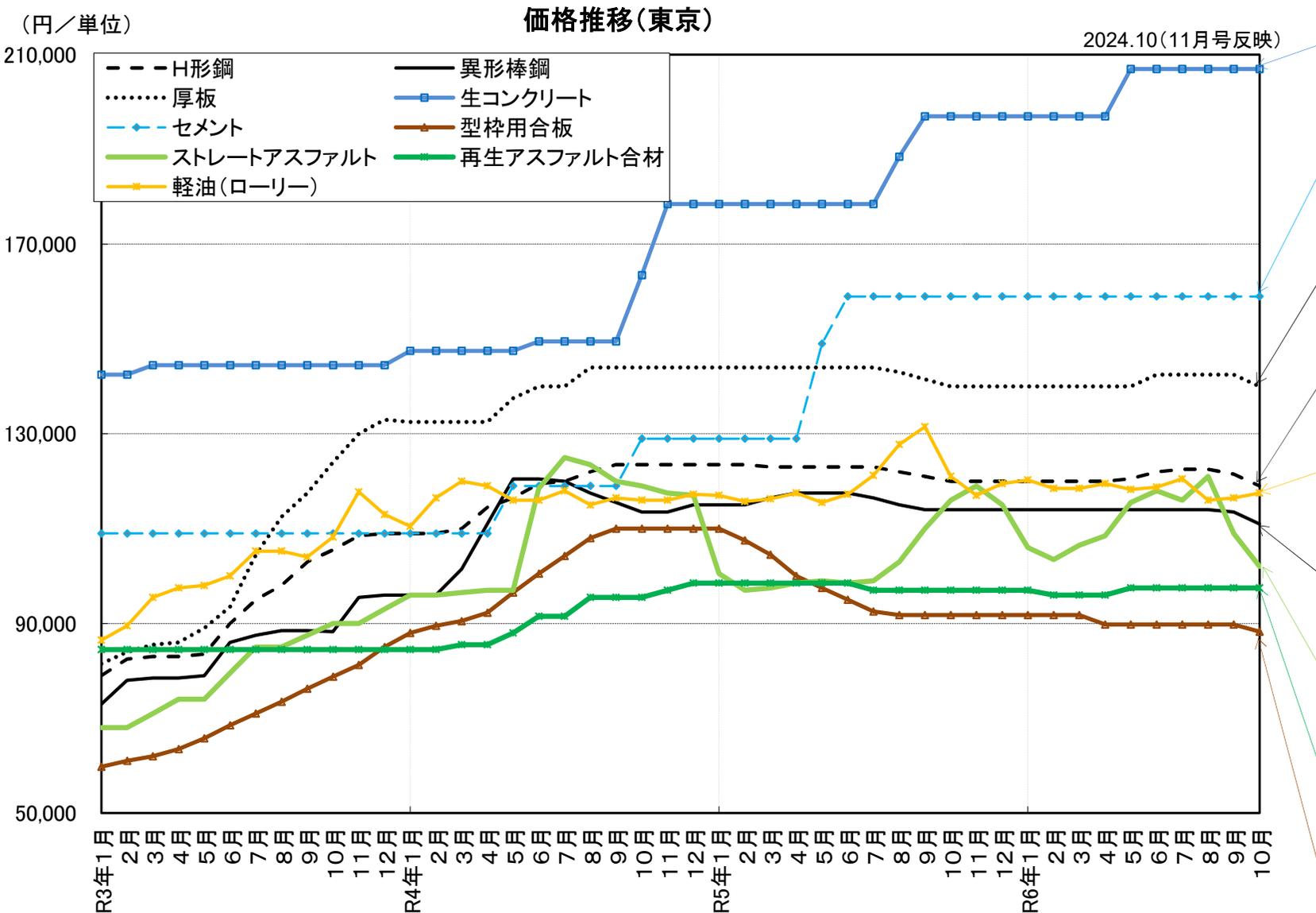
【前回（令和6年3月）の申し合わせ】

- 技能者の賃上げについて、「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること、
- 働き方改革について、労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」こと



# 主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。

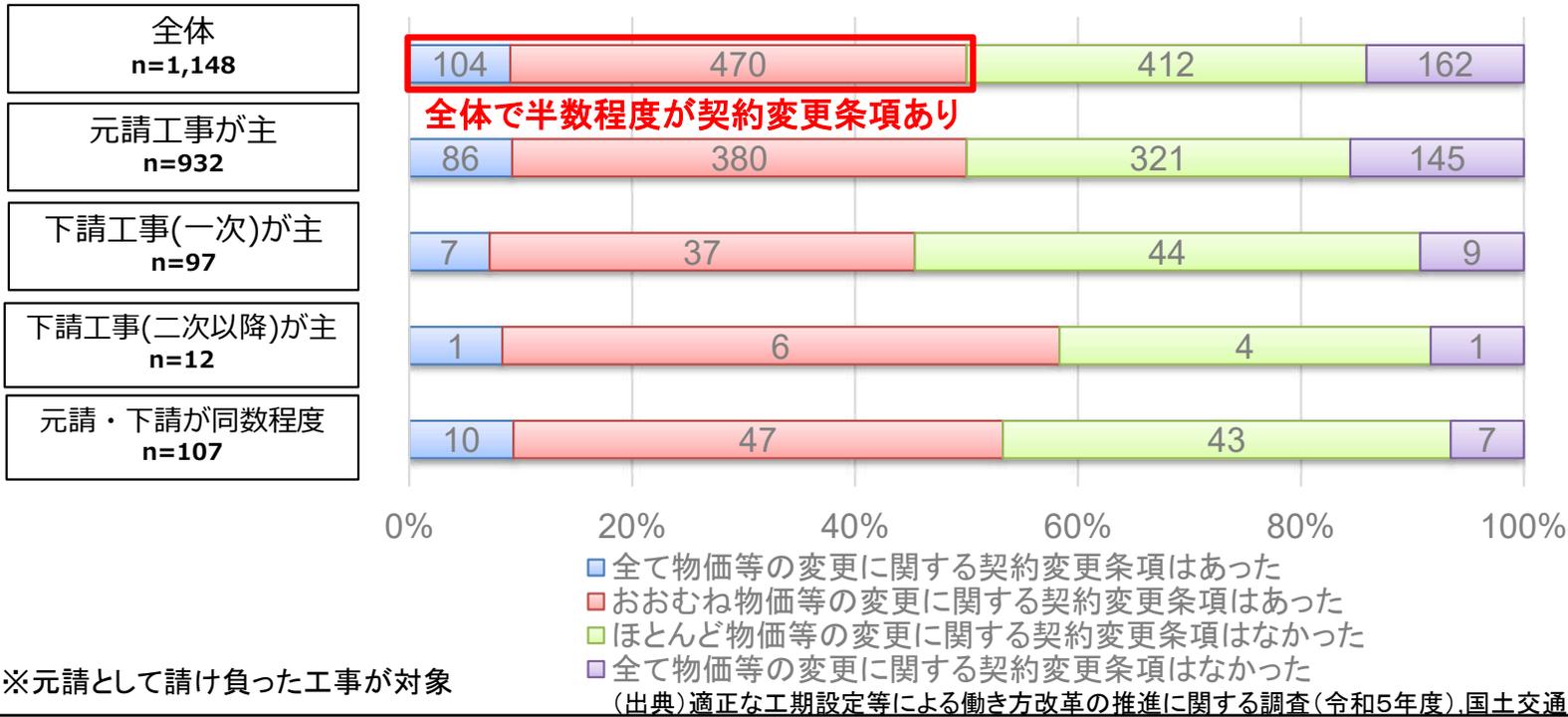


<b>生コンクリート</b> (円/10m <sup>3</sup> )	2024年10月 ¥207,000 (+5.1%) (2023年10月 ¥197,000)
<b>セメント</b> (円/10t)	2024年10月 ¥159,000 (±0.0%) (2023年10月 ¥159,000)
<b>厚板</b> (円/t)	2024年10月 ¥140,000 (±0.0%) (2023年10月 ¥140,000)
<b>H形鋼</b> (円/t)	2024年10月 ¥119,000 (-0.8%) (2023年10月 ¥120,000)
<b>軽油</b> (円/kl)	2024年10月 ¥117,500 (-2.9%) (2023年10月 ¥121,000)
<b>異形棒鋼</b> (円/t)	2024年10月 ¥111,000 (-2.6%) (2023年10月 ¥114,000)
<b>ストレートアスファルト</b> (円/t)	2024年10月 ¥102,000 (-12.1%) (2023年10月 ¥116,000)
<b>再生アスファルト合材</b> (円/10t)	2024年10月 ¥97,500 (+0.5%) (2023年10月 ¥97,000)
<b>型枠用合板</b> (円/50枚)	2024年10月 ¥88,250 (-3.8%) (2023年10月 ¥91,750)

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示  
 出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

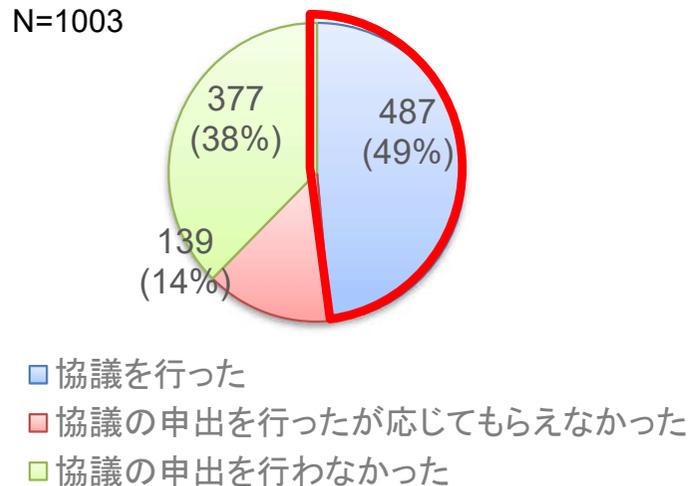
# 資材価格高騰への対応状況

## 変更契約条項の有無（建設企業向けアンケートより）

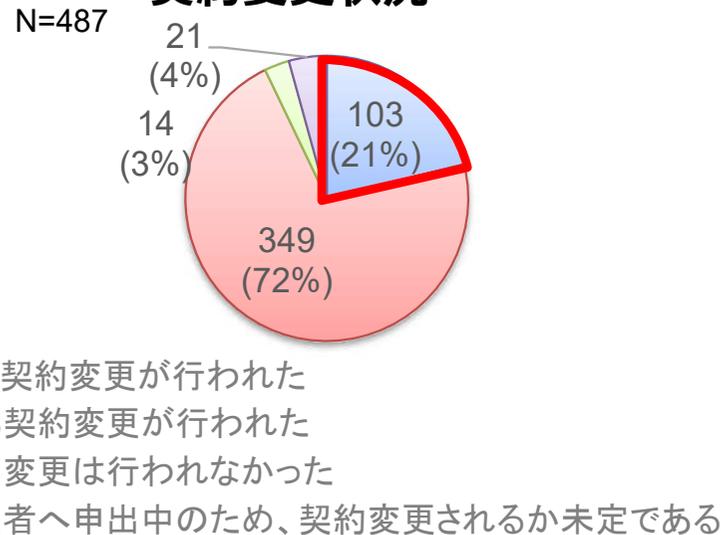


物価等の変動に関する契約変更条項がある請負契約は、R5年調査では半数程度にとどまっている。  
(調査項目が異なるが、R4調査では約4割)

## 契約変更協議の申出状況



## 契約変更状況



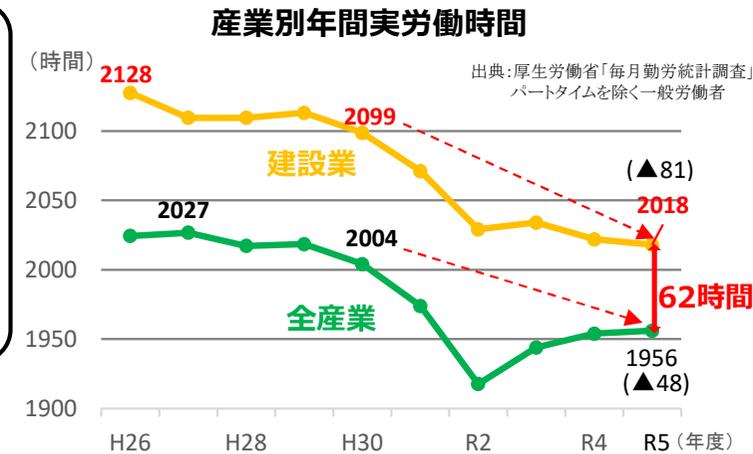
資材価格等の高騰の影響を受けていても、受注者の申出どおりに契約変更が行われるのは、R5年調査では2割程度。  
(R4調査:15%)

## 2. 働き方改革に向けた取組について

---

# 建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



## 最近の働き方改革の取組

### 1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット  
(厚生労働省)



■動画: はたらきかたススめ特設サイト

### 2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

### 3. 適正な**工期設定**

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R6.3改定)  
 <改定の主な内容>
  - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
  - 自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定。
 → **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 国交大臣と建設業4団体が労働時間規制の導入を踏まえて、「**必要な対応に万全を期す**」ことを**申合せ**
- ・ 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



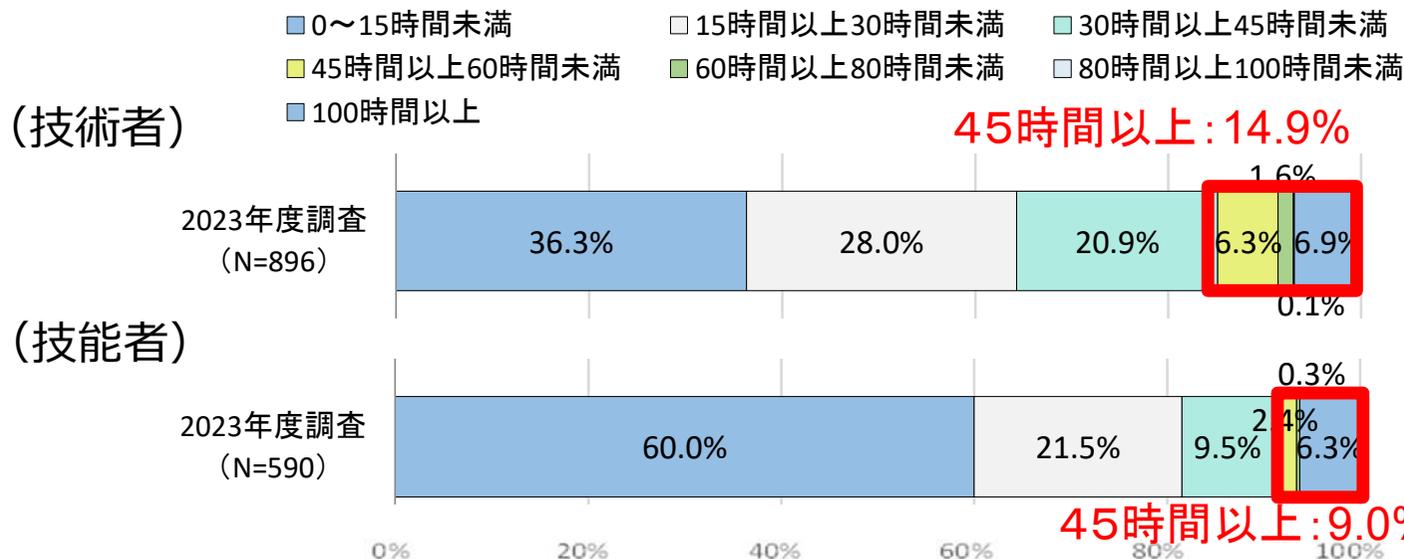
■建設業4団体との申合せ

### 4. **生産性**の向上

- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

# 働き方・工期設定の状況について

## 月当たりの平均的な残業時間

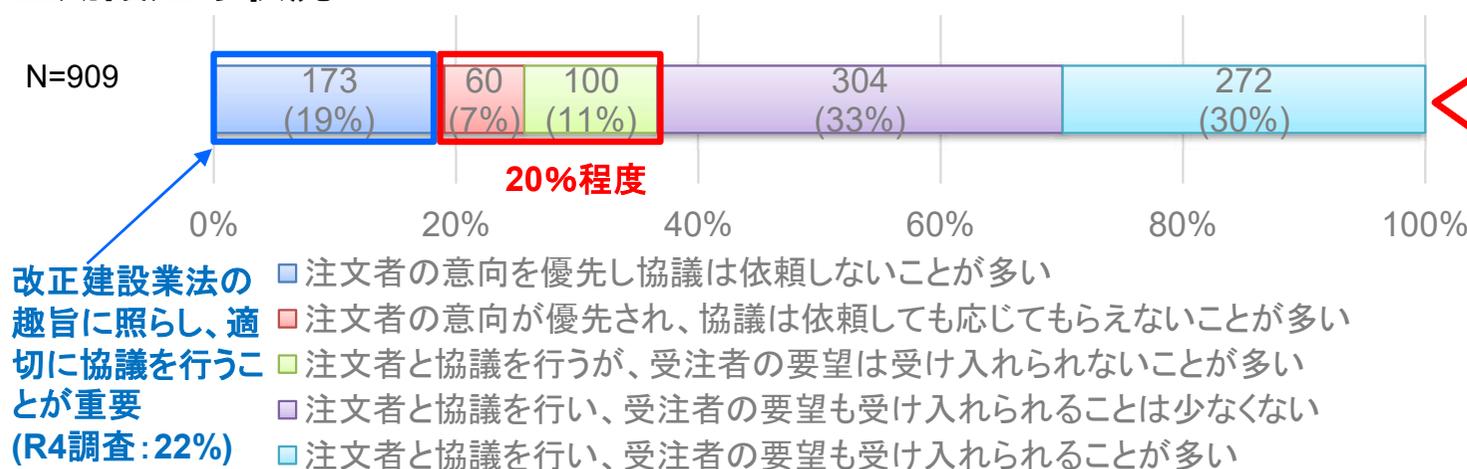


→時間外労働上限規制適用対象

※回答数は技術者・技能者を直接雇用している企業数

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度),国土交通省

## 工期設定の状況



当初契約における工期の設定方法は、注文者の意向が優先される、受注者の要望が完全に受け入れられない場合が、R5年調査では約2割を占める。

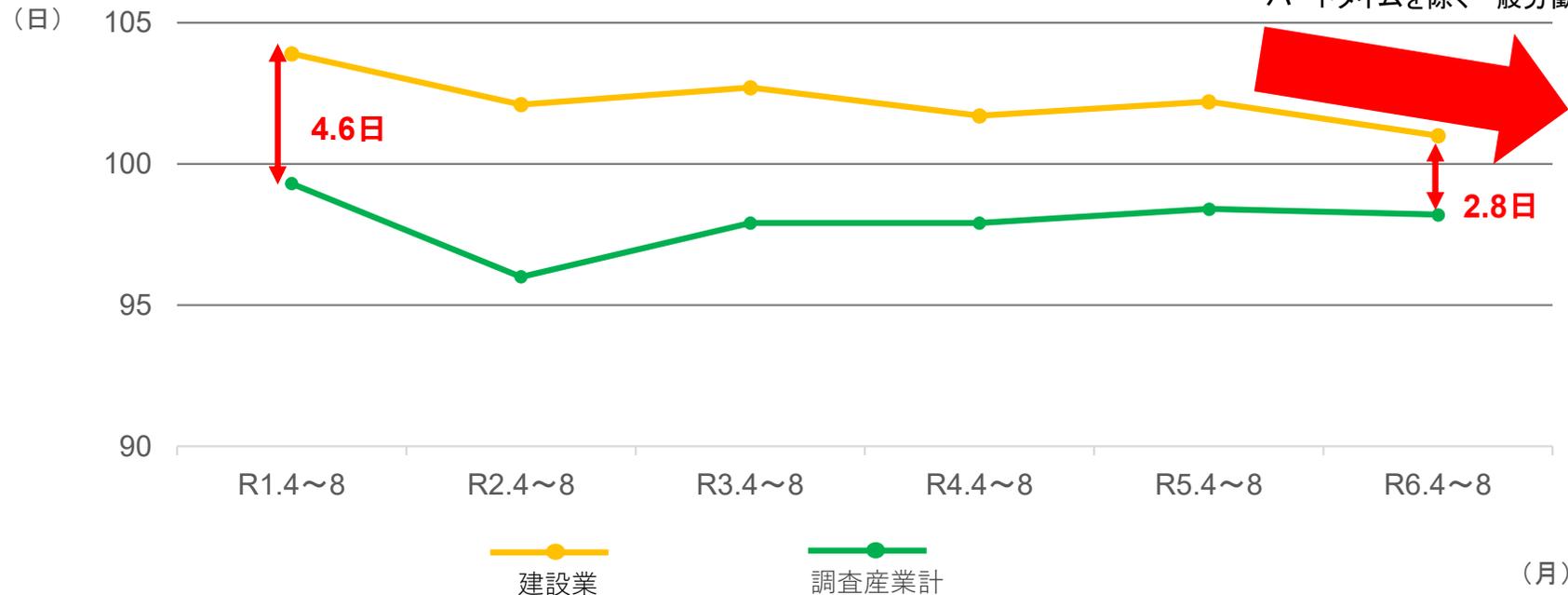
(R4調査:25%)

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度),国土交通省

# 建設産業における働き方の現状【4月～8月までの期間】

## 産業別出勤日数

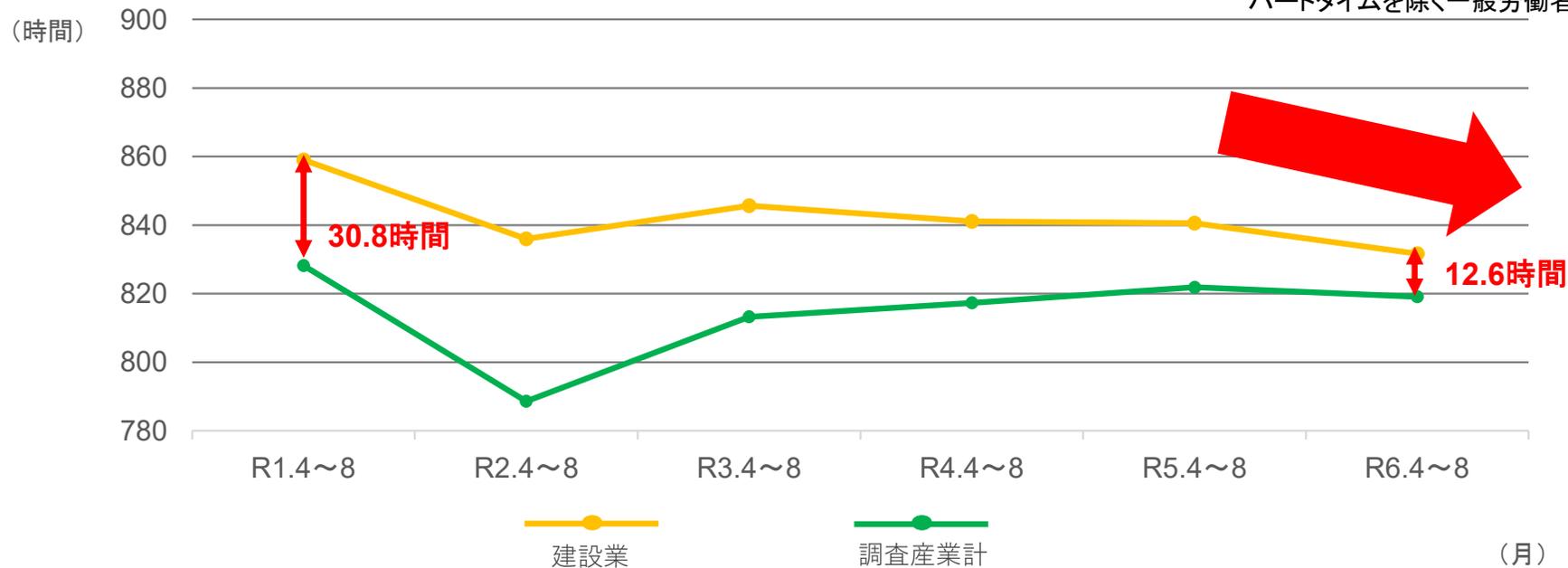
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成  
パートタイムを除く一般労働者



建設業において、時間外労働規制が開始した令和6年4月以降においても、他産業に比べ、出勤日数、労働時間において改善の傾向がみられる。

## 産業別実労働時間

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成  
パートタイムを除く一般労働者



### 3. 第三次・担い手3法の概要

---

# 第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>● 能力に応じた処遇</li> <li>● 多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>● 建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スライド条項の適切な活用 (変更契約)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資材高騰分等の転嫁円滑化               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 休日確保の促進</li> <li>● 学校との連携・広報</li> <li>● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>● 測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工期ダンピング防止の強化</li> <li>● 工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)</li> <li>● 新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>● 技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>● 現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な入札条件等による発注</li> <li>● 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)</li> </ul>	(参考) ◇ <b>公共工事品質確保法等の改正</b> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ) ・誘導的手法 (理念、責務規定) ◇ <b>建設業法・公共工事入札適正化法の改正</b> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ) ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注担当職員の育成</li> <li>● 広域的な維持管理</li> <li>● 国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

## 背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

### 担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

### 地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

### 生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

## 公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

## 改正の概要

### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

#### 休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

#### 処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保

・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

#### 担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施  
※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

### 4. 公共工事の発注体制の強化

#### 発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

#### 入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

#### 測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

#### 適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

#### 災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

### 3. 新技術の活用等による生産性向上

#### 新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

#### 技術開発の推進（国）

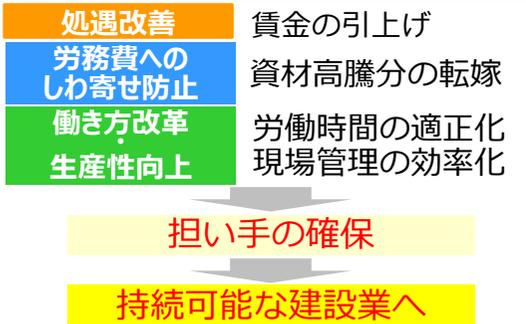
- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号  
令和6年6月14日公布

## 背景・必要性

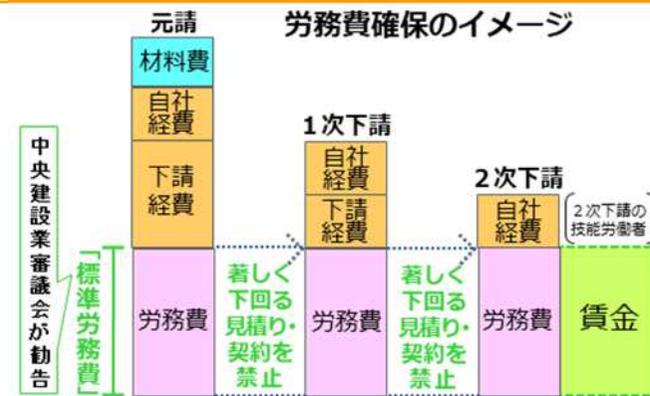
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。  
 (参考1) 建設業の賃金と労働時間  
 建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)  
 全産業 494万円/年 1,954時間/年  
 ※賃金は「生産労働者」の値  
 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内  
 [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)  
 出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化  
 → 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告  
 ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り  
 ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止  
 → 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

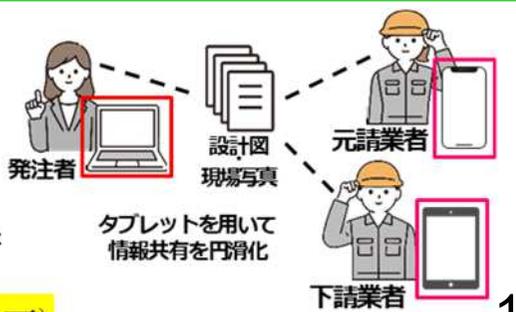
今回施行①

- 契約前のルール  
 ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化  
 ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール  
 ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※  
 ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

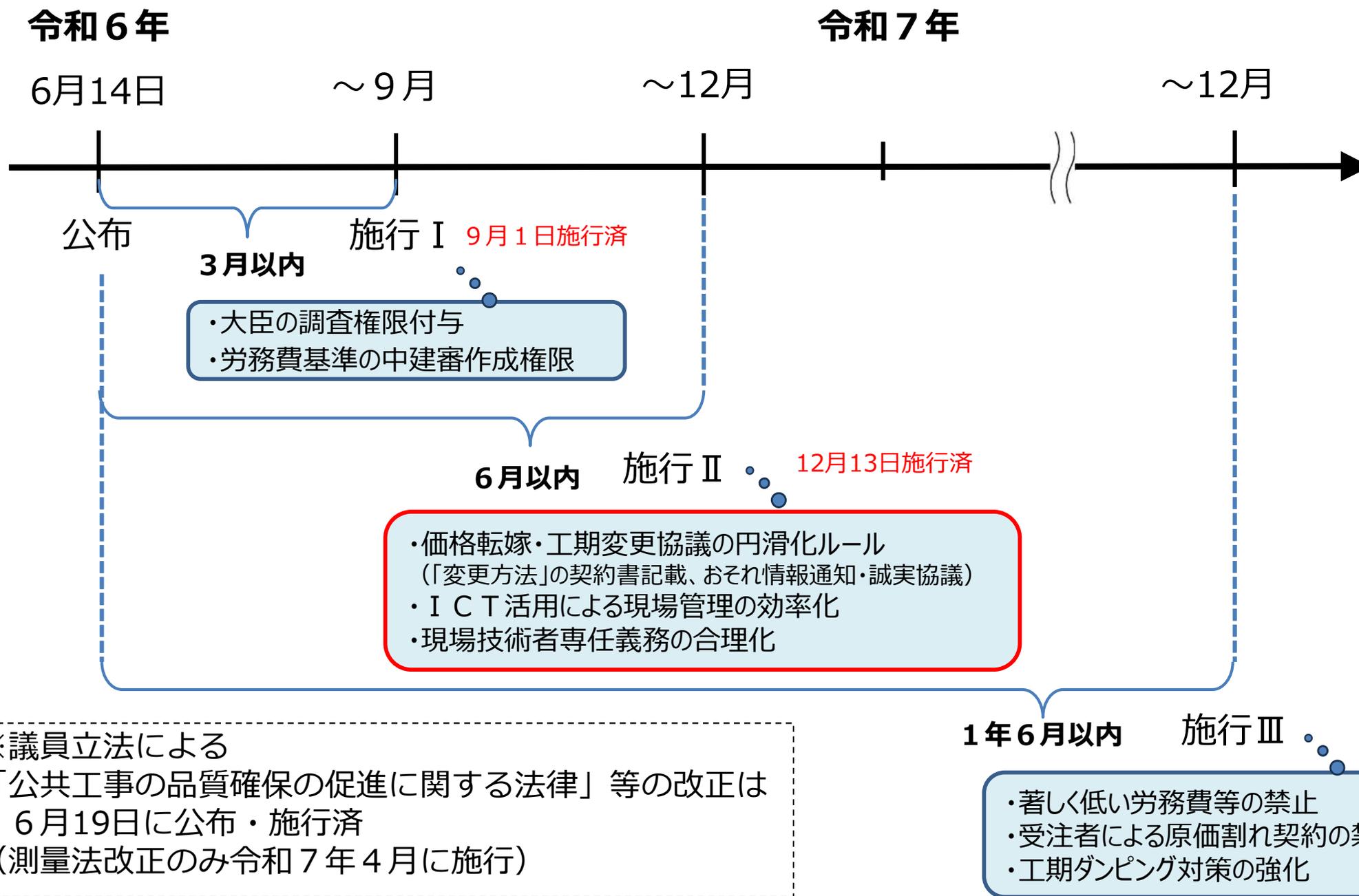
### 3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制  
 ・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上  
 ・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)  
 ・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)  
 → 特定建設業者\*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者  
 ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

今回施行②



## 建設業法・入契法



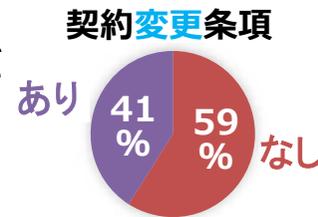
## 4. 令和6年12月13日に施行された規定

---

# 今回施行事項①: 価格転嫁関係

## 契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知する義務**

### 契約書(イメージ)

#### 第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

注文者



「資材高騰のおそれあり」

受注者



資材高騰等が顕在化したとき

## 契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「**変更方法**」に従って  
請負代金**変更の協議**

誠実な**協議**に努力



受注者

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

# ①: 価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン\*を公表

\*建設業法令遵守ガイドライン \*発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

## 【契約前】

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

## おそれ情報の通知(受注者)

契約前に、**資材高騰等のリスク**を注文者・受注者の**双方が共有**  
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

## 【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、

- ・ **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- ・ 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生 of 自然的事象に起因する事象については、発生 of 蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

## 【「おそれ」情報の通知方法】

- ・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- ・ **書面**又は**メール等の電磁的方法**により、**見積書交付等のタイミング**で通知

## 誠実協議 (注文者)

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、**変更可否**について説明する必要

## 【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・ 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・ 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・ 受注者の主張を一方向的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**



「**資材高騰等のおそれ**」  
**通知する義務**

注文者

受注者

資材高騰等が顕在化したとき

## 【契約後】



「**変更方法**」に従って  
**請負代金変更の協議**

**誠実な協議の努力**

注文者

受注者

なお、事前通知がなかったことのみでは、**協議を拒む理由にはならない**  
⇒契約上の「**変更方法**」に基づき適切に協議

# 今回施行事項②:働き方改革・生産性向上関係

## (1) 働き方改革

### ① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約  
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

12月までに  
施行予定

2位 休日出勤 24% } 4割超  
3位 早出や残業 17%

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

違反した建設業者には、指導・監督

### ② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

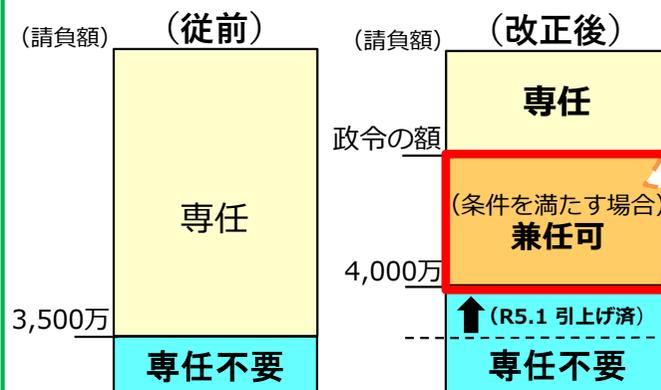
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後 ○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※  
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

## (2) 生産性向上

### ① 現場技術者の専任義務の合理化



#### 【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

#### <例> 遠隔施工管理



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

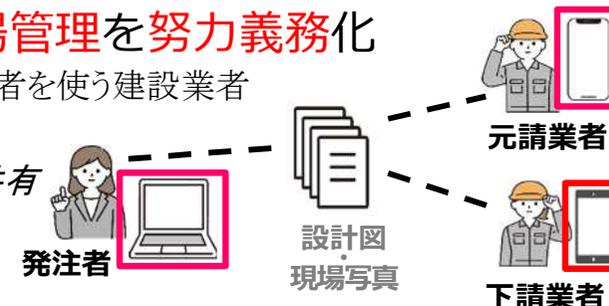
(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

### ② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**  
※多くの下請け業者を使う建設業者

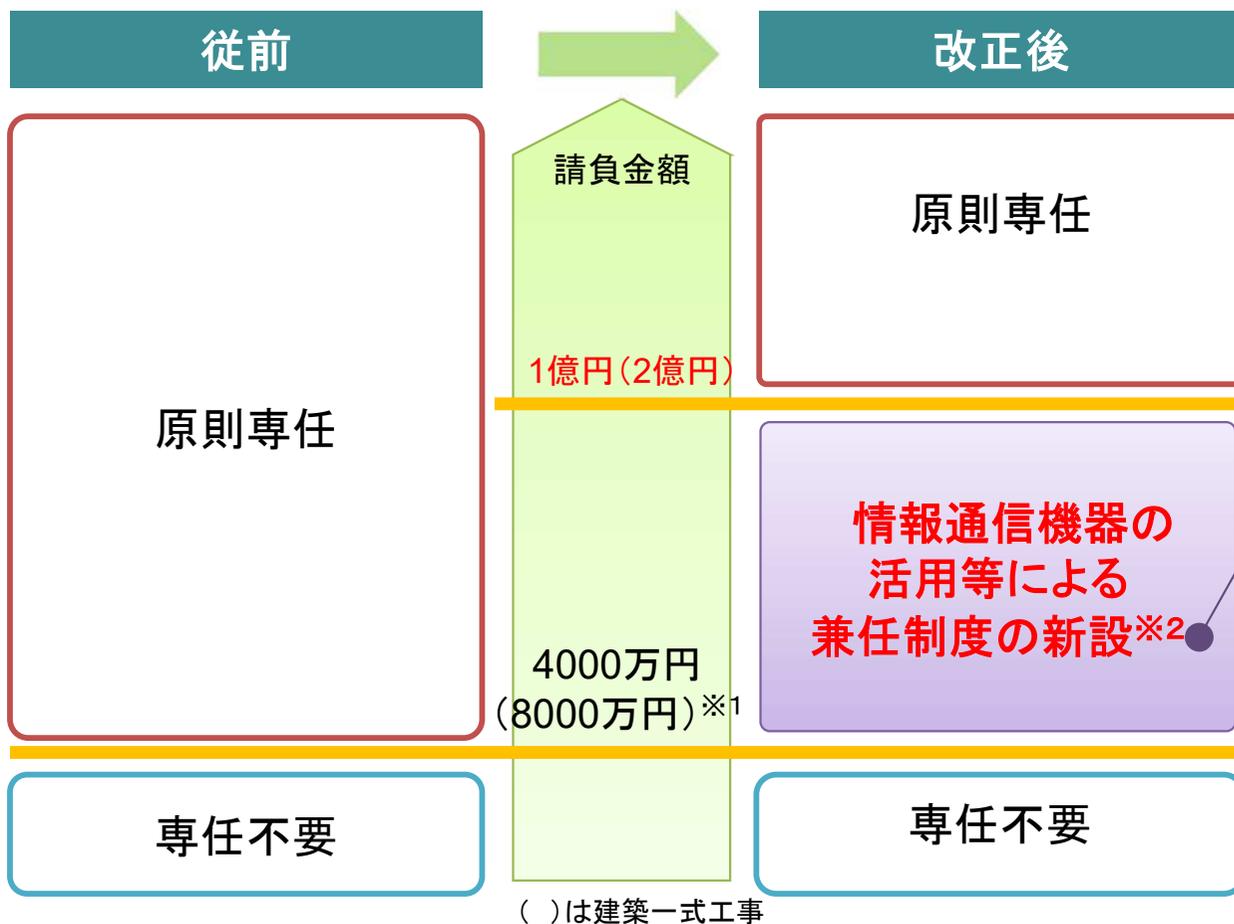
<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**  
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

## ②-1:現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(専任現場の兼任)

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)



### 【兼任の要件】

#### ○請負金額

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

#### ○兼任現場数

2工事現場以下

#### ○工事現場間の距離

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

#### ○下請次数

3次まで

#### ○連絡員の配置

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

#### ○施工体制を確認する情報通信技術の措置

#### ○人員の配置を示す計画書の作成、保存等

#### ○現場状況の確認のための情報通信機器の設置

※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引き上げ(R7.2.1)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

## ②-2:現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(営業所技術者等の専任現場兼務)

○営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施(建設業法第26条の5)

### 営業所

技術者

・営業所に専任で置かれる技術者は、営業所における請負契約の締結・履行の業務を管理(第7条、第15条)

改正後

### <特定建設業の場合>

#### 営業所

特定営業所技術者

兼務可

#### 専任工事

監理技術者  
or  
主任技術者

### <一般建設業の場合>

#### 営業所

営業所技術者

兼務可

#### 専任工事

主任技術者

### 【兼務の要件】

#### ○請負金額

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

#### ○兼任現場数

1工事現場

#### ○営業所と工事現場の距離

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

#### ○下請次数

3次まで

#### ○連絡員の配置

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

#### ○施工体制を確認できる情報通信技術の措置

#### ○人員の配置を示す計画書の作成、保存等

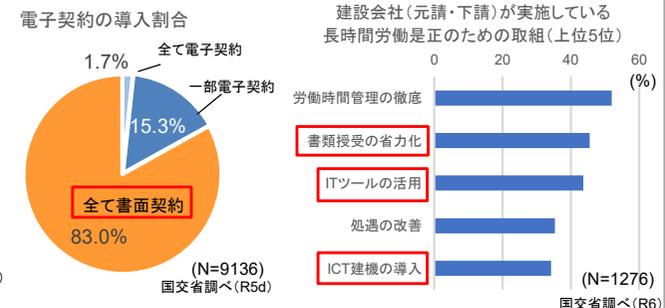
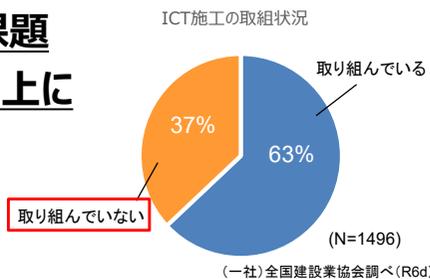
#### ○現場状況を確認するための情報通信機器の設置

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務)を併用することは不可

②-3：情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（ICT指針）

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第3次・担い手三法

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化（特定建設業者・公共工事受注者）
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化（元請）
- ③ ICTを活用した現場管理の指針作成（国）
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等（公共工事発注者）

赤字 事業者の取組  
青字 国・発注者の取組

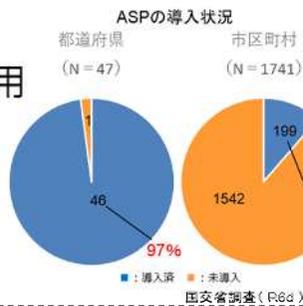
ICT指針の概要

- **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- **CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用**
- **電子契約等の積極的活用**

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナ